

# 第1章 環境行政の概要

## 1 八千代市の概況

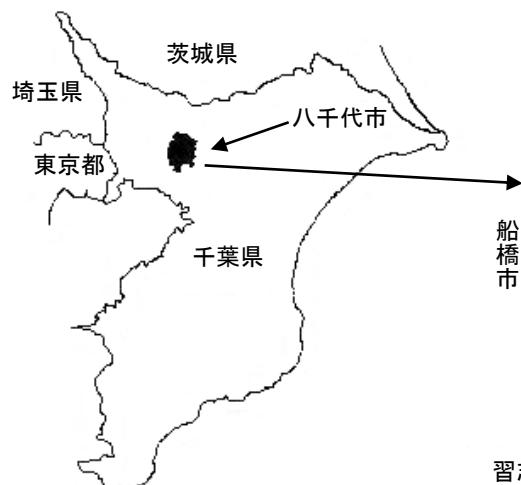
### (1) 位置及び地勢

本市は千葉県の北西部に位置し、東京都心から東に約30キロメートルの位置にあります。

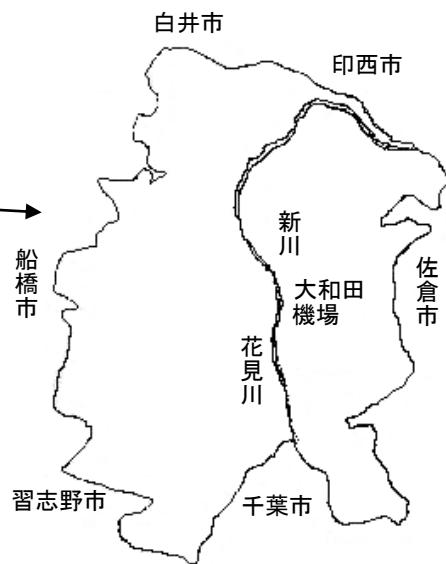
東は佐倉市、西は船橋市、南は習志野市と千葉市、北は印西市と白井市にそれぞれ隣り合っています。

地勢は全体的に起伏の少ない台地で、地表は関東ローム層に覆われています。市の中央部を南北に印旛放水路が貫流しており、大和田機場を境に北側は通称「新川」、南側は通称「花見川」と呼ばれ、北は印旛沼、南は東京湾に通じています。

(県内位置図)



(隣接市位置図)



面 積	地 形
51.39 km <sup>2</sup>	東西間 8.1 km 南北間 10.2 km

### (2) 人口等

昭和42年1月1日に人口41,574人で市制を施行した本市は、昭和30年代に日本初の大規模団地として八千代台団地が造成されたことを機に、市域の南部を中心に大規模な住宅開発が進められ、人口の増加が始まりました。さらに、勝田台団地（昭和43年）、米本団地（昭和45年）、高津団地（昭和47年）、村上団地（昭和51年）と中高層の住宅団地の造成が相次ぎ、人口は急増しました。その後、人口の増加は沈静化しましたが、平成8年4月に東葉高速鉄道が開通し、駅周辺の都市基盤整備に合わせて各地域で土地区画整理や民間の開発業者による宅地開発が進められ、令和6年3月31日現在の人口は205,965人、世帯数は97,500世帯となっています。

### (3) 土地利用

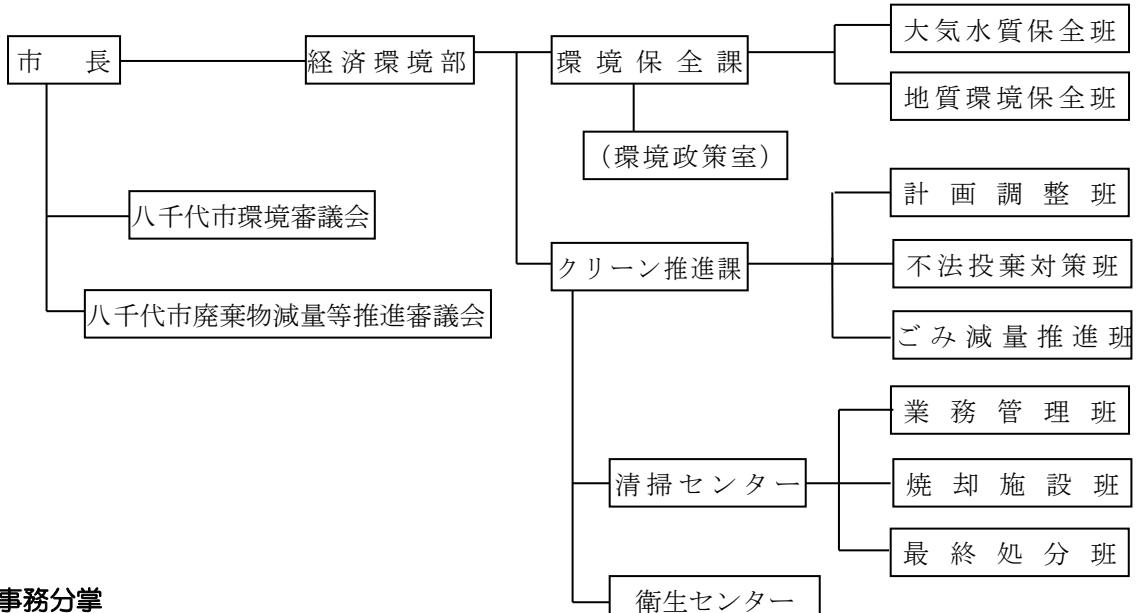
本市の土地利用は、市域の南部から中央部にかけての市街化区域と、北部の市街化調整区域に大別されます。

さらに、利用形態では、市街化区域の京成本線沿線の市街地及び東葉高速線沿線に工業団地などを有する市街地、また、市街化調整区域の自然環境を保全する地域と大きく三つに区分されます。

今後も、都市的土地利用と自然的土地利用の調和のとれた良好な土地利用に努めます。

## 2 環境行政の体制

### (1) 組織 (令和6年3月31日現在)



### (2) 事務分掌

#### 環境保全課

- ① 環境保全に係る総合調整に関すること。
- ② 環境保全思想の普及に関すること。
- ③ 環境問題連絡会議に関すること。
- ④ 環境審議会に関すること。
- ⑤ あき地の雑草等の除去指導に関すること。
- ⑥ 浄化槽の管理指導に関すること。
- ⑦ 合併浄化槽の設置に係る助成等に関すること。
- ⑧ 生活環境の改善及び指導に関すること。
- ⑨ 公害防止計画等各種環境保全計画の企画に関すること。
- ⑩ 環境保全協定に関すること。
- ⑪ 環境影響評価に関すること。
- ⑫ 公害の苦情相談に関すること。
- ⑬ 大気汚染、騒音、振動及び悪臭に係る調査及び指導に関すること。
- ⑭ 水質汚濁及び地盤沈下に係る調査及び対策に関すること。

- ⑮ 地下水汚染及び土壤汚染に係る調査及び対策に関すること。
- ⑯ 環境関係法令に基づく特定施設等の届出に関すること。

⑰ 専用水道及び簡易専用水道に関すること。

⑱ 八千代市小規模水道条例に関すること。

⑲ 飲用井戸等の相談及び指導に関すること。

⑳ 庶務に関すること。

#### (環境政策室)

- ① 省エネルギー対策の推進及び新エネルギーの利用促進に関すること。
- ② 地球温暖化防止対策の推進に関すること。
- ③ 生物多様性の保全に関すること。
- ④ 鳥獣飼育登録に関すること。
- ⑤ 危険な動物に関すること。
- ⑥ 地域猫の不妊、去勢等の手術費用の助成に関すること。
- ⑦ 環境学習の推進に関すること。

### **クリーン推進課**

- ① 一般廃棄物処理事業の基本計画に関すること。
- ② 一般廃棄物処理の施策に係る総合調整に関すること。
- ③ 一般廃棄物の減量、適正処理及び地域の清潔保持に関すること。
- ④ 一般廃棄物処理業者等の許可、委託及び指導監督に関すること。
- ⑤ 一般廃棄物の調査、統計及び分析に関すること。
- ⑥ ごみ減量及びリサイクルに関すること。
- ⑦ 廃棄物等の記録の作成及び報告に関すること。
- ⑧ 不法投棄防止の啓発に関すること。
- ⑨ 産業廃棄物に関する関係機関との調整に関すること。
- ⑩ 土砂等の埋立て等の許可に関すること。
- ⑪ 施設用地の確保に関すること。
- ⑫ 処理施設の建設に関すること。
- ⑬ 清掃センターに関すること。
- ⑭ 衛生センターに関すること。
- ⑮ し尿処理事業の手数料及び申請等に関すること。

- ⑯ 庶務に関すること。

### **清掃センター**

- ① 一般廃棄物の収集運搬に関すること。
- ② 埋立処分地の維持管理に関すること。
- ③ じん芥処理手数料の徴収に関すること。
- ④ 運搬自動車等の維持管理に関すること。
- ⑤ 委託及び許可業者の業務指導に関すること。
- ⑥ 不法投棄物の処理に関すること。
- ⑦ 処理施設の稼働業務に関すること。
- ⑧ 処理施設の維持管理及び保守点検に関すること。
- ⑨ 他施設への給湯に関すること。
- ⑩ 集積場所の承認及び美化に関すること。
- ⑪ 記録の作成及び報告に関すること。
- ⑫ 庶務に関すること。

### **衛生センター**

- ① 処理施設の維持管理に関すること。
- ② 記録の作成及び報告に関すること。
- ③ 庶務に関すること。

### **(3) 審議会等**

#### **① 八千代市環境審議会**

八千代市環境基本条例に基づき、環境の保全に関する基本的事項を調査審議するため、市長の諮問機関として設置しています。

#### **環境審議会委員の構成**

学識経験者	4名	11名
事業者代表	3名	
市民公募	4名	

任期：令和4年6月18日～令和6年6月17日

#### **【令和5年度会議】**

##### **第1回（令和5年5月22日開催）**

議題：八千代市第3次環境保全計画等の見直し等に関する諮問について

- ・諮問について
- ・八千代市第3次環境保全計画等の見直し等について
- ・市の温室効果ガス排出量等の現況について
- ・アンケート調査報告書
- ・八千代市第3次環境保全計画等の見直し等に関するヒアリング調査結果概要

### 第2回（令和5年8月1日開催）

議題：八千代市第3次環境保全計画等の見直し等について

- ・温室効果ガスの削減目標について
- ・温暖化対策等の施策について

### 第3回（令和5年12月21日開催）

議題：八千代市第3次環境保全計画の見直しについて

（仮称）八千代市地域脱炭素ロードマップ（案）について

### 第4回（令和6年3月21日開催）

議題：八千代市第3次環境保全計画（改訂版）及び（仮称）八千代市地域脱炭素ロードマップの修正について

答申（案）について

八千代市環境経営レポート（令和4年度実績）について

### ② 八千代市廃棄物減量等推進審議会

八千代市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例に基づき、一般廃棄物の減量等に関する事項を審議するため、市長の諮問機関として設置しています。

#### 廃棄物減量等推進審議会委員の構成

学識経験者	3名	12名
廃棄物処理業者	2名	
事業者代表	2名	
自治会・市民団体代表	2名	
市民公募	3名	

任期：令和4年6月1日～令和6年5月31日

### 【令和5年度会議】

#### 第1回（令和6年1月30日開催）

議題：会長及び副会長の選任について

「八千代市し尿及び浄化槽汚泥処理に関する方針（素案）」について

#### 第2回（令和6年3月27日開催）

議題：「八千代市し尿及び浄化槽汚泥処理に関する方針」の決定について

「八千代市容器包装プラスチック及び使用製品プラスチックの分別収集並びに再商品化に係る検討業務委託」の報告について

#### (4) 市民等との連携

##### ① 不法投棄連絡員

各地域における不法投棄について、市への通報や市が実施する不法投棄防止に向けた啓発活動への参加を役割として、地域の環境に関心のある方を市長が委嘱しています。

##### ② 廃棄物減量等推進員

ごみの減量化や資源化を推進するために地域のリーダーとして活動し、各家庭に向けて周知・啓発することを役割として、一般廃棄物の減量及び適正処理に関し熱意と識見のある方を市長が委嘱しています。

#### (5) 広域組織等

##### 広域的な環境問題

に対応するため、各種の協議会に加入し、関係機関と協力のうえ事業を行っています。

##### ① 習志野市・八千代市環境保全連絡会議

両市に共通する環境問題への対策を推進するため、情報交換、合同調査・研究を行っています。

##### ② 印旛沼水質保全協議会

印旛沼の水質を保全し、印旛沼の広域的価値の増進を図り、良好な生活環境を保全するため、設置されています。県、県企業局、関係 13 市町、（独）水資源機構、印旛沼土地改良区、印旛沼漁業協

同組合及び JFE スチール㈱東日本製鉄所が加入しており、水質保全思想の普及や水質保全に必要な調査研究等を行っています。

##### ③ (公財)印旛沼環境基金

印旛沼の水質浄化を進め、周辺地域の環境を保全するため、県及び印旛沼流域 13 市町の協力により設立されました。主な事業は、印旛沼及び流域河川の調査研究、講習会・見学会、啓発宣伝、ボランティア団体への助成等で、基金が発行する印旛沼白書にその詳細が公表されています。

##### ④ 印旛沼流域水循環健全化会議

印旛沼の水質改善が顕著でなく、都市化の進展等により治水安全度が低下している状況を改善するため、中・長期的な観点から、流域の健全な水循環を考慮した印旛沼の水環境改善策、治水対策を検討する目的で設置されています。

印旛沼に關係する住民・市民団体、専門家、関係機関、行政（国・千葉県・13 市町）により構成され、対策を進めるにあたって、関係者全員が一緒に行動するための指針として「印旛沼流域水循環健全化計画」が策定され、基本理念『恵みの沼をふたたび』のもと、5 つの目標と 39 の対策群を設定し、対策に取り組んでいます。

#### ⑤ 千葉県環境衛生促進協議会

循環型社会の構築を目指し、会員相互の知識普及と技術の向上をはかり、もって生活環境の保全及び環境衛生の向上に寄与することを目的に、県内の全市町村、清掃関係の一部事務組合が加入しています。

#### ⑥ 千葉県浄化槽推進協議会

千葉県における浄化槽の普及、設置、保守点検及び清掃の適正化等を図り、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的に設置され、浄化槽の普及、啓発、国または県に対する浄化槽に係る陳情、請願等を行っています。県内の51市町村で構成されています。

### 3 八千代市環境基本条例

近年の環境問題は、社会経済活動の拡大や生活様式の変化などに伴い、産業型公害から都市・生活型公害へと変化しており、さらには、地球温暖化など地球的規模にまで拡大しています。

このような環境問題に適切に対処するには、従来の問題対処型の法的枠組みだけでは不十分であり、環境に配慮した新たな対応が求められるようになりました。このことから、本市では、環境を取り巻く諸問題に対応するため、平成10年11月に八千代市環境基本条例を制定しました。

この条例は、恵み豊かな環境をより良い状態に保全し、将来の世代に引き継いでいくため、①良好な環境の維持、②持続的発展が可能な社会の構築、③自然との共生、④地球環境の保全という4つの基本理念を定め、市・事業者・市民の環境に対する責任を明確にするとともに、環境の保全に関する施策の基本的事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としています。（条文は参考資料を参照）

## 4 八千代市第3次環境保全計画（改訂版）

### （1）計画策定の背景等

本市では、平成10年に環境保全についての基本的な理念を定め、環境保全に関する施策を推進するために「八千代市環境基本条例」を制定しました。この基本条例に基づき、恵み豊かな環境をより良い状態に保全し将来に引き継ぐために、平成12年に「八千代市環境保全計画」、平成23年に「八千代市第2次環境保全計画」を策定し、環境保全のための施策を取り組んできました。

第2次環境保全計画の期間満了に伴い、計画の取組を点検評価し環境の現況を把握とともに、国連の「持続可能な開発目標（S D G s）」や地球温暖化対策の国際的な枠組みである「パリ協定」、これらを受けた国の第五次環境基本計画における「環境・経済・社会の統合的向上」など、国内外の社会情勢の変化に伴う新たな課題や目標に対応するため、施策の見直しを行いました。

日本全体では人口減少が進む中、本市の人口は令和2年に20万人を突破するなど、成長を続けています。「八千代市第3次環境保全計画（改訂版）」は、現在及び将来の市民が、健全で良好な環境の恵みを受けられ、その環境が将来にわたって維持されるよう、環境保全に関する総合的かつ長期的な施策・事業を示す計画として、令和3年3月に策定されました。その後、国の温室効果ガス削減目標の変更等を受け、温暖化対策や気候変動に関する箇所を中心に、令和6年3月に本計画の一部を見直しました。

本計画では、市民、事業者及び行政が連携して環境保全の取組を進めるとともに、国・県と連携し、持続可能な開発目標（S D G s）の達成、持続可能な社会の実現に貢献することを目指します。

## (2) 計画の基本方針と基本施策

環境の将来像を「人・まち・自然が調和した快適な暮らし 未来へつなげよう 持続可能な都市 八千代」と位置づけて、以下の5つの基本方針とそれに基づく基本施策を設定しました。

■5つの基本方針■	■基本施策■
<b>1. 地球温暖化対策を推進し、脱炭素型まちづくりを進めます</b>  市民、事業者、行政など全ての主体が一体となって地球温暖化対策に取り組むことで、気候危機に立ち向かい、持続可能な脱炭素社会の実現を目指します。	1-1 脱炭素型まちづくりの推進 1-2 再生可能エネルギー等の導入推進 1-3 市民・事業者の地球温暖化対策・省エネルギー活動の促進 1-4 気候変動に対する適応策の推進
<b>2. 地域資源を最大限活用し、循環型社会の形成を推進します</b>  限りある資源の大切さを認識し、循環的に利活用することで、環境への負荷ができる限り低減する循環型社会の形成を目指します。	2-1 4Rの推進 2-2 廃棄物の適正処理の推進
<b>3. 安全で快適な生活環境を保全します</b>  安心して健やかに、快適に暮らし続けられる環境を維持します。	3-1 大気汚染、悪臭、騒音・振動対策の推進 3-2 水循環の確保と水環境の保全 3-3 地質環境の保全
<b>4. 豊かな水・緑を保全し、自然と共生するまちづくりを進めます</b>  谷津・里山をはじめとする豊かな自然環境を保全し、その恵みを活用し、人と自然が共生するまちを目指します。	4-1 谷津・里山等の保全 4-2 生物多様性の保全 4-3 グリーンインフラの整備と活用 4-4 自然とふれあう機会の創出
<b>5. 環境保全のための人づくり・地域づくりを推進します</b>  全ての人が環境保全に取り組み、繋がって新しい価値を生み出し、持続的に発展するまちを目指します。	5-1 環境教育・環境学習等の推進 5-2 市民（団体）・事業者との協働による地域環境保全の推進 5-3 環境と経済の好循環の推進 5-4 地域間交流・協力の推進

### (3) 計画の行動指針

八千代市第3次環境保全計画（改訂版）では、主体別と地域別に区分して行動指針を示しました。

#### ① 主体別行動指針

市民・事業者・市が、それぞれの役割、責任の重大さ、実践することの重要性等を十分に認識し、一体となって、環境の保全・創造に関する取組を実践していく必要があることからそれぞれの役割と行動指針を以下の通り定めました。

##### I 市の役割と行動指針

環境基本法において定められているように、市には「総合的な施策を策定し、これを実施する責務」があります。すなわち、環境の保全及び再生に関する様々な施策を定め、これらに基づく事業を推進する役割を担っています。

市は、市民・事業者の協力を得て、本計画に定める環境の保全及び再生に関する施策について、総合的かつ計画的に取り組むとともに、経済・社会・環境の三側面から統合的に取り組み、持続可能な世界の実現を目指すSDGsの17の目標達成に向けて、本市における取組の加速化、情報発信に努めていきます。

##### II 市民の役割と行動指針

環境保全計画に記載された各種の施策を展開する上で、市民の積極的な参加が重要な要素になっています。八千代市環境基本条例においても「市民は、（中略）その日常生活において、環境への負荷の低減に配慮し、公害の防止及び自然環境の適正な保全に努めなければならない。（中略）市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有し、地域の環境保全活動に積極的に参加するよう努めるものとする」と定めているように、市民は環境負荷の少ない生活を実践し、市の施策に協力する役割があります。

市民は、一人ひとりの行動が環境へ影響を及ぼしていることを認識し、日ごろのライフスタイルを見直し、環境への負荷の低減や身近な環境を保全するための行動を積極的に行います。

##### III 事業者の役割と行動指針

市民と同様、保全計画の施策を推進する上で事業者の参加も重要な要素であり、事業者は市が実施する環境の保全に関する施策に対して、積極的な参加と協力が求められています。

事業者は環境への影響力が大きいことを考慮し、法規制を遵守し、環境負荷低減のための取組を実践する役割を持っています。また、ゼロカーボンシティ宣言を行った本市において、市域の温室効果ガス排出量の半分以上を占める産業部門の取組は、2050年温室効果ガス排出実質ゼロを目指す上で非常に重要です。

事業者は、これまでの事業活動を見直し、生産工程等における省エネルギー化、脱炭素化を進めるとともに、公害防止・汚染物質の低減、廃棄物の減量・適正処理を含む資源の循環利用、地域の自然環境保全に努め、環境と経済の好循環の創出に向けた取組を積極的に推進します。

## ② 地域別行動指針

それぞれが抱えている環境課題に対応し、より魅力のある地域にするため、八千代市第5次総合計画に示されているゾーニング計画との関連を踏まえつつ、地域ごとの特性や課題に対応した環境づくりに取り組む指針として、以下の通り地域別行動指針を定めました。

### I 南部地域

- ・公共施設の改修時には、太陽光発電設備や高効率省エネルギー機器導入を促進します。
- ・民間の建築物についても、新築・改修時において、高い省エネルギー性能を有する低炭素型建築物を推進するとともに、屋上や壁面をはじめ敷地内の建物緑化を促します。
- ・市街地の緑を形成している「市民の森」などの保全に努めます。

### II 中部地域

- ・事業活動に伴う環境負荷の低減のため、事業所からの排ガス・排水・化学物質等に対する監視と適切な指導を継続して行います。
- ・地球温暖化防止や循環型社会構築に向けて事業者の自主的な行動を促すとともに、環境保全協定、緑化協定の締結や、環境学習を含む地域環境保全活動への参加・協力を呼びかけます。
- ・地域に残された谷津・里山の保全・再生を継続し、多面的機能の維持・活用に努めます。

### III 北部地域

- ・谷津・里山を中心とした豊かな自然環境を保全・再生し、多面的機能の維持・活用に努めます。
- ・継続的な自然環境調査の実施、外来動植物の防除を通じて、谷津・里山に生息する動植物の生息地を確保します。
- ・環境保全型農業を推進するとともに、新規就農者の確保・育成を推進します。
- ・農村集落、市街化調整区域の生活排水の対策として、合併処理浄化槽等の整備を推進します。
- ・不法投棄の防止についても、市民や関係機関と連携し、監視体制を強化するとともに、啓発活動を継続します。

### IV 新川及び桑納川周辺地域

- ・上記3つの地域を結ぶ軸としての形態を持つことや、他地域からの来訪者も多いことから、3つの地域を結ぶ拠点となるふれあいネットワークゾーンとして位置づけ、地域交流や生涯学習を通じて、人と人、人と自然のふれあいの場として、隣接自治体との連携を図りながら一体的な活用に努めます。
- ・市民（団体）・事業者との協働のもと、美しい水辺環境や八千代市らしい景観を維持するための活動を継続します。

#### (4) 戰略的・重点的に推進する施策

将来の環境像の実現に向けた重点的な取組として、以下の3つのプロジェクトを推進します。

##### ① ゼロカーボンシティ推進プロジェクト

2050年に温室効果ガス排出実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」を実現するためには、人々の生活や企業の事業活動における徹底した省エネルギーと再生可能エネルギー等の積極的な活用が重要となります。快適な暮らしを維持しつつ、温室効果ガス排出削減を確実に進めるために、以下の施策を展開していきます。

- I 3E+S（省エネ・創エネ・蓄エネ）の推進
- II バイオマスエネルギーの利用促進
- III グリーンビルディングの推進
- IV 水・緑を活用したまちづくり

##### ② 谷津・里山保全・活用プロジェクト

本市の特徴的な自然である谷津・里山を市民、土地所有者、事業者、市が協働して保全・再生する事業を進めるとともに、谷津・里山の持つ多面的な機能や価値を活用する事業を実施します。

- I 谷津・里山の多面的機能の維持・保全
- II 多様な主体の参加による谷津・里山保全の推進
- III 谷津・里山を活用した環境学習・教育の推進
- IV 谷津・里山の活用・交流促進

##### ③ 環境にやさしい人づくりプロジェクト

市民・事業者の環境に対する関心・理解を深めるため、環境学習・環境教育の充実を図り、次世代に良好な環境を引き継ぐことのできる環境にやさしい人づくりを推進します。

- I 地域資源を活用した環境教育メニュー・教材の検討
- II 多様な環境保全の担い手・環境ボランティア講師の育成

#### (5) 計画の推進体制と進行管理

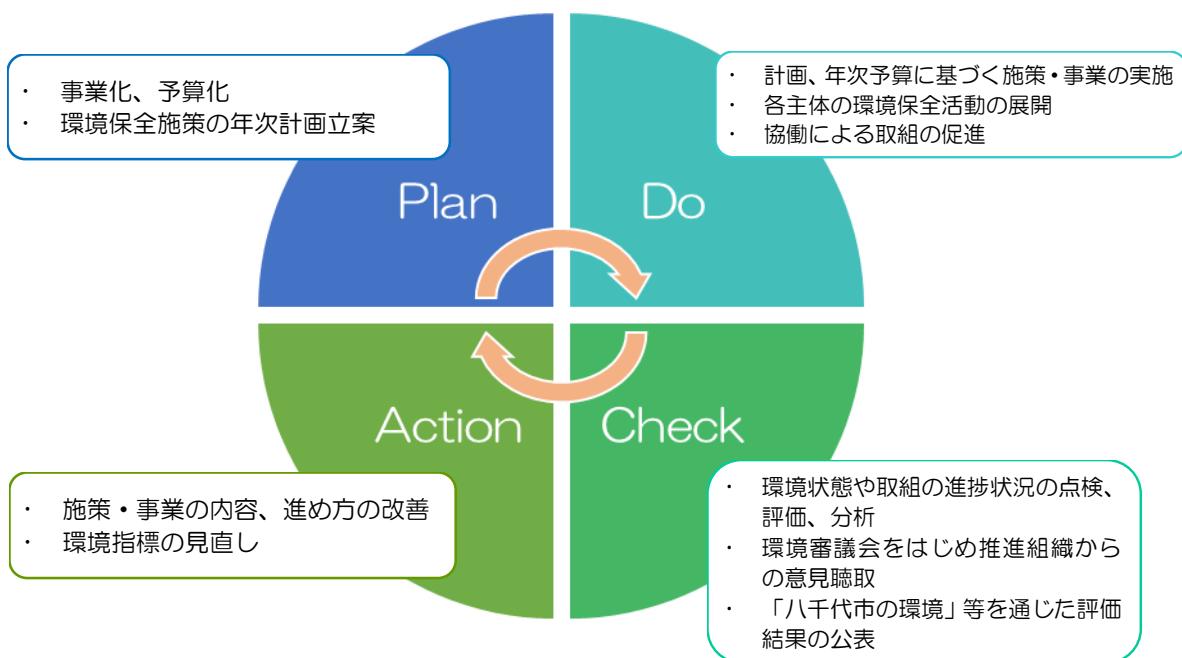
##### ① 推進体制

本計画の推進のために、市民（団体）、事業者、市、環境関係機関などの各主体が、それぞれの立場や活動する場所で主体的に環境活動に取り組めるよう、協働できる体制の確立を目指します。市は、環境に関する施策・事業の進捗状況を的確に把握し、役割分担を図りながら、一体となって環境行政を推進していきます。さらに、本計画に掲げた施策等を効果的に展開するために、国、県、近隣市町村との連携・協力関係を構築し、計画の円滑かつ効果的な推進に努めます。

## ② 進行管理

第3次環境保全計画（改訂版）に示された施策を着実に推進するために、P D C Aサイクルの一連の手続きに沿って、計画の進行管理を行います。

目指す環境像や基本方針・目標の実現の度合いを計るために、環境指標における定量目標の達成状況、施策の実施状況等を定期的に点検・評価し、必要に応じて見直します。



## 5 環境保全協定

環境保全協定とは、環境保全について市と事業所がそれぞれ遵守する事項を定めることにより、事業所の操業等に伴う公害を防止することを含め、快適な地域環境づくりのために市・事業者の双方が環境保全を推進することを目的とした協定です。

昭和45年、46年にかけて市内事業者と締結した公害防止協定から、法令等の改正や社会状況の変化に伴い条文を改定し、平成9年には24社と環境保全協定を締結しました。

現在は事業所の廃業や移転により、環境保全協定締結事業所は19社となっています。

**環境保全協定締結事業所（令和6年3月31日現在）**

順位	事業所	所在地	業種	締結年月日
1	アズマックス㈱	八千代市大和田新田564	磨棒製造	平成9年3月31日
2	キンセイマテック㈱千葉工場	八千代市大和田新田1098-4	非鉄金属精鍊	平成9年3月31日
3	興真乳業㈱	八千代市大和田新田130	乳製品製造	平成9年3月31日
4	神東塗料㈱千葉事業所	八千代市大和田新田711	塗料製造	平成9年3月31日
5	東京ステンレス研磨興業㈱	八千代市大和田新田590-5	金属加工	平成9年3月31日
6	東洋佐々木ガラス㈱千葉工場	八千代市大和田新田559	ガラス製品製造	平成9年3月31日
7	Nテック㈱	八千代市吉橋1085-5	溶融亜鉛メッキ加工	平成9年3月31日
8	㈱ホリキリ	八千代市上高野1827-4	輸送用機械製造	平成9年3月31日
9	㈱台和 ポリマー事業本部	八千代市大和田新田598	合成樹脂製造	平成9年3月31日
10	住友精化㈱千葉工場	八千代市上高野1384-1	化学工業	平成9年4月1日
11	㈱タツノ化学千葉工場	八千代市大和田新田601	化学工業	平成9年4月1日
12	東邦シートフレーム㈱ 八千代事業所	八千代市上高野1812	金属製品製造	平成9年4月1日
13	八千代特殊金属㈱	八千代市大和田新田730	鉄鋼	平成9年4月30日
14	日伸鋼業㈱	八千代市大和田新田656-2	溶融亜鉛メッキ加工	平成9年11月12日
15	シノブフーズ㈱	八千代市上高野1734-1	弁当・惣菜等製造	平成12年8月29日
16	大亜真空㈱	八千代市大和田新田495	真空ポンプ等製造	平成12年10月17日
17	渡新工業㈱	八千代市吉橋1085-24	鋼材表面処理加工	平成14年2月8日
18	㈱TOA シブル	八千代市上高野1728-5	産業廃棄物処理	平成14年5月10日
19	㈱アーステクニカ	八千代市上高野1780	機械器具製造	平成18年12月14日

※㈱東亜オイル興業所は令和5年4月に㈱TOAシブルへ名称変更。

※NSガルバ㈱は令和5年6月に事業終了。

## 6 ハ千代市第3次環境保全計画の進捗状況

八千代市第3次環境保全計画の進捗状況

環 境 指 標	基準年度値	現 状 値	中間目標値
	2019 年度	2023 年度	2025 年度
新川一斉清掃参加人数	326 人/年	新型コロナウイルス 感染症感染拡大防止 のため実施無し	350 人/年
八千代市民間活動サポートセンターに登録 している環境に関する活動をしている団体	31 団体	30 団体	33 団体
環境保全協定締結事業所数	20 事業所	19 事業所	20 事業所